

福祉サービス第三者評価機関かわさき 第三者評価事業契約書

_____（以下「甲」という。）と社会福祉法人川崎市社会福祉協議会福祉サービス第三者評価機関かわさき（以下「乙」という。）は、別に定める福祉サービス第三者評価機関かわさき福祉サービス第三者評価事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく業務（以下「第三者評価」という。）に関し、次のとおり契約を締結する。

（業務委託）

第1条 甲は、自ら運営する_____の第三者評価を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（協力業務）

第2条 乙は、実施要領に基づき、_____におけるサービス提供等について第三者評価を行うものとし、甲は乙の第三者評価につき必要な資料を提供するほか、第三者評価に全面的に協力する義務を負う。また、評価結果について、乙が甲の承認を得て公表すること並びに「かながわ福祉サービス第三者評価機関推進機構」が公表することを承諾する。

（事前書面調査の調査票作成及び提出）

第3条 甲は、実施要領に基づく事前書面調査の資料を作成し、乙に提出する。

（第三者評価結果報告書の送付）

第4条 乙は、第三者評価結果報告書（評価結果）を作成し、甲に送付する。

（評価事業の契約期間）

第5条 評価事業の契約期間は、平成 年 月 日～平成 年 月 日（契約日から6か月）

（評価手数料及び支払方法）

第6条 甲は乙に対し、評価手数料として金500,000円を支払う。

2 甲は乙に対し、評価手数料を、乙から請求のあった日の翌日から14日以内に、乙が指定する金融機関の預金口座に振込む。

（契約の解除等による措置）

第7条 甲は、本契約を締結した後、乙から甲に評価報告書が提出されるまでの間に、甲の都合により本契約を解除することができる。

2 乙は、甲が第2条及び第3条に定める協力義務を履行しない場合、及び第6条に定める評価手数料を支払わない場合は、一定の期間を定めて催告したうえ、本契約を解除することができる。

3 前2項の事由に基づき本契約が解除された場合、乙は甲に対し、甲がすでに支払済みの評価手数料は一切返還しない。

4 本契約を履行することが困難になった場合解除する場合、評価手数料に関する取り扱いは別表に定めるとおりとする。

(不可抗力による契約の終了)

第8条 天災地変その他甲乙双方の責に帰することができない事由によって、この契約の全部又は一部が履行不能になったときは、この契約は効力を失う。

2 前項の場合には、甲の支払済み評価手数料に対する乙の取扱いは別表のとおりとする。

(守秘義務及び情報の管理)

第9条 乙は、甲より提出された資料について善良なる管理者の注意を持って保管するものとする。また、乙は、第1条に規定する業務上知り得た機密事項を他に漏らしてはならない。このことは契約終了後も同じとする。

2 乙が甲の明らかな法令違反を発見した場合には、関係行政機関等と協議のうえ、適切に対応する。

(義務及び禁止行為)

第10条 乙に従事する評価調査者及び評価決定委員会委員並びに職員は、別に定める社会福祉法人川崎市社会福祉協議会福祉サービス第三者評価機関かわさき福祉サービス第三者評価事業倫理綱領を遵守し、公正中立に評価調査を行うとともに、甲より利益供与や便宜を受けてはならない。

(苦情対応)

第11条 乙は、契約した評価調査に関する苦情に対し、適切に対応するとともに解決に努める。

(統計分析)

第12条 乙は、福祉サービスの質の評価に係る研究及び事業報告等を行うため、甲の提出した資料を用いて統計分析を行うことができる。

(別途協議)

第13条 この契約に定めのない事項については、甲乙双方協議のうえ定める。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

(委託者) 甲 〒 _____ (住所)

代表者 _____ 印

(受託者) 乙 〒211-0053 川崎市中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター内
社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会
会 長 _____ 印

評価業務中止の確定時期	理由	返還額
契約締結後から第三者評価報告書が策定されるまでの間に評価業務中止が確定した場合	申込者の都合による場合	返還しない
	受託者の都合による場合	全額返還する
	災害等の特別な事情による場合	両者の協議により決定する